

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：中之条町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	96.10%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.40%
全職員	93.60%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	97.40%
本庁課長補佐相当職	98.10%
本庁係長相当職	90.20%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.10%
31～35年	96.70%
26～30年	93.00%
21～25年	84.10%
16～20年	68.70%
11～15年	106.90%
6～10年	108.00%
1～5年	122.00%

【説明欄】

男女の差異の算出にあたり、年度途中の採用・退職・育休・休職等により給与の支給がない月があった者及び非常勤特別職（医師）、現業職、パートタイム会計年度任用職員を除いた町長部局の職員を対象としました。（1）の役職段階別の男女の給与の差異の算出にあたり、本庁とは、中之条町役場庁舎内（保健センター含む）勤務者とし、課長相当職とは、課長・局長・次長・室長、補佐相当職とは補佐、係長相当職とは、係長・主査としました。（2）の勤続年数別の男女の給与の差異の算出には本庁以外も含まれます。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。